

令和 7 年度					審 査			
阿賀町防災集団移転事前調査業務委託					(実施)設計書		設 計	
委 託 番 号					施 工 地			
R7 阿建委 第 001 号					東蒲原郡阿賀町 大牧、京ノ瀬、角島、実川島 地内			
		実 施 ・ 元			変 更			
設 計 額		円			円			
契 約 額 (内消費税額)		(円)			(円)			
委託・履行日数		委託日数 日間 又は履行期限 令和 8 年 3 月 18 日			日間(付与日数 日間) 履行期限 令和 年 月 日			
実施 (元) 設計概要	1	計画準備	1.00	式	変更 委託概要			
	2	移転元地調査	1.00	式				
	3	移転先地調査	1.00	式				
	4	住民アンケート調査の実施	1.00	式				
	5	住民ワークショップの実施	1.00	式				
	6	移転に係る概算補償費の算出	1.00	式				
	7	調査報告書の作成	1.00	式				
	8	打合せ協議	1.00	式				

業務委託費内訳書

[illegible]

計畫準備 明細書

円

第 1 号表

[illegible]

移転元地調査 明細書

_____ 月

第2号表

[illegible]

移転先地調査 明細書

円

第3号表

[illegible]

移転に係る概算補償費の算出 明細書

一 門

第 6 号表

[illegible]

調査報告書作成 明細書

円

第7号表

[illegible]

打合せ協議 明細書

_____ 円

第 8 号表

[illegible]



令和7年度阿賀町防災集団移転事前調査業務委託仕様書

1. 委託の目的

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれている。このため、河川管理者である国土交通省並び新潟県による河川整備計画の充実及び対策の加速化が期待される。さらに、流域全体を俯瞰し、国や都道府県、市町村、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める必要がある。

阿賀町（以下、「本町」と言う。）においては、阿賀野川の家屋倒壊等氾濫想定区域内に複数の集落が含まれており、過去には浸水被害が発生している。防災集団移転促進事業の実施により、早期に住民の安全・安心な暮らしを実現することが期待されている。

本業務は、被害対象を減少させるための対策の1つである、家屋移転に関して、国が移転先の整備や移転者への助成などの支援を行う「防災集団移転促進事業」を活用して地域が一体となって災害リスクの低い地域へ住居の集団的移転を行う可能性を調査検討するものである。本業務では、該当する住民自ら安心安全な「日常生活の将来像」を考え、行政がそうした住民の意向を丁寧に把握整理する。

2. 実施期間

委託契約締結日から令和8年3月18日（水）までの間

3. 委託業務内容

具体の業務内容は以下のとおり。

（1）計画準備

事業主体である阿賀町及び支援協力を行う新潟県との3者による業務の目的・趣旨・業務内容を確認共有し、業務計画書を作成する。また、必要な資料等の収集において双方が協議協力し、計画準備を行う。

（2）移転元地調査

災害リスクや移転促進区域の指定要件等を踏まえて対象地区住民との協議を経て、危険区域の設定等、移転促進区域候補4地区の現状を調査整理する。その後、（6）移転先の選定に移行する。

（3）移転先地調査

移転促進区域からの住民を受入れる適地調査を行い、候補地として複数の地区を抽出する。抽出にあたっては、空き家・空き地等の活用も視野に入れ、本町と協議のうえで実施する。

(4) 住民アンケート調査の実施

防災集団移転調査事業に向けた対象住民の安心感を支援するため事業制度への理解を進め、且つ疑問点、不安等に関する意向等を事前に対象者と事業者が把握共有するため、住民ワークショップにおける議題等を踏まえてアンケート調査を実施する。アンケート調査は、住民ワークショップごとに実施する。

(5) 住民ワークショップの実施

防災集団移転を前提とし、調査検討する住民ワークショップにおいて、企画の検討、資料準備・作成、ワークショップの運営を行う。なお、企画の検討においては、円滑にワークショップが進められるように、住民アンケート調査の結果を熟慮する。

住民ワークショップは、移転促進区域の特性を踏まえて対象となる4地区を2グループ（津川地区・鹿瀬地区）に分け、各グループで3回程度開催する。1回あたりの時間は2時間程度を想定する。参加人数に応じて、各グループを複数の班に分けて行うなど、柔軟に対処し、傾聴を心がける。

住民ワークショップの結果は、中間及び最終報告に取りまとめる。なお、中間及び最終報告は、各住民の意向等を可能な範囲で取りまとめることとし、必要に応じて住民への個別のヒアリング調査を実施する。また、最終報告は、次年度以降の事業計画の作成に資するため、防災集団移転の実施に向けての課題や留意点等を整理し、取りまとめを行う。

ワークショップの内容（案）は以下のとおりとする。第2回以降は、冒頭で必ず前回の振り返りを行うとともに、各回の議題について住民の理解度を確認しながら進行する。

第1回：防災集団移転に関する勉強会（メリット及び課題の整理）

第2回：移転後の生活再建像の検討（要望・条件の整理）

第3回：移転後のまちの将来像・防災集団移転の意向確認

※ 必要に応じて、各回の内容、スケジュール等の確認調整を実施する。

(6) 移転先の選定

住民ワークショップの中間報告結果を踏まえて、移転先を選定する。

事業主体である阿賀町及び協力支援を行う新潟県の資料提供等協力の元、対象住民がより安全に暮らすことができることを目的に移転先地を選定する。

(7) 移転に係る概算補償費の算出

移転元地の補償費や移転にかかる費用等の概算費用を算出し、必要に応じて住民に提示する。

なお、土地及び住宅の整備等に関する面積や費用等の算出にあたっては公表資料等を基に実施する。また、「国土交通省防災集団移転促進事業及び防災移転支援事業（居住誘導区域等権利設定等促進事業）について」（令和7年 4月 国土交通省 都市局 都市安全課）等を参考に実施する。

(8) 調査報告書の作成

業務終了後、実施結果を踏まえた業務報告を下記成果物に付し、令和8年3月18日(水)までの間に提出すること。

- (1) 住民ワークショップの中間報告書及び最終報告書 2部
～住民意向調査内容の記録(議事録)
- (2) 打合せ業務の記録(議事録) 2部
- (3) その他参考資料 一式
- (4) 上記(1)～(3)までの各電子データ(CD-R) 1部

4. 打合せ協議

業務開始時、中間2回、業務完了時の計4⑤回の打合せ協議を行う他、必要に応じて適宜簡易的な打合せ協議を実施する。なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者並びに事業主体が打合せ記録を作成すること。

5. 実施体制

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 「対象住民の意見聴取」並びに「公共補償業務」を適切に履行できる体制を有すること。
- (2) 新潟地域振興局管内に本社を有し、本町と円滑な連絡調整ができるとともに、本町の指示に柔軟に対応できる体制を有すること。

6. 守秘義務

受託者は、本町が指示又は承諾した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏洩、又は他の目的に使用してはならない。

7. 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、本町に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、本町と受託者が協議したうえで決定する。